

小矢部市排水設備指定工事店の処分等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小矢部市下水道条例（平成元年小矢部市条例第44号。以下「条例」という。）第6条の8の規定に基づく小矢部市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の取消し（以下「指定取消」という。）及び指定の効力の停止（以下「指定停止」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準)

第2条 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事店が条例第6条の8各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、別表第1に定める基準により違反点数を付する。

2 違反行為に対する指導及び処分の内容は、別表第1により算出した違反点数の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

3 指定停止期間中において、新たに指定停止事由に該当する事実が生じたときは、当該事実に係る指定停止期間と適用中の指定停止期間の残存期間を合算するものとする。この場合において、合算期間は6月を超えないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、処分等を軽減し、又は加重することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第3条 管理者は、条例第6条の8の規定に基づく処分を行うときは、小矢部市行政手続条例（平成8年小矢部市条例第15号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(処分等の手続)

第4条 管理者は、指定工事店に文書による指導を行うときは、当該指定工事店に対し、指導の対象となった行為等の内容及び該当する条例の条項並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

2 管理者は、指定工事店に処分を行うときは、当該指定工事店に対し、処分内容及び根拠となる条例の条項並びに処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。

(処分の告示)

第5条 管理者は、指定工事店に対する処分を行ったときは、小矢部市下水道条例施行規程（令和2年小矢部市企業規程第4号）第18条の規定に基づき、これを告示するものとする。

（指定取消後の排水設備工事の施工の禁止）

第6条 指定取消の処分を受けた指定工事店は、全ての排水設備の新設等の工事を施工することができない。ただし、指定取消の前から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工することができる。

（指定停止期間中の排水設備工事の施工の禁止）

第7条 指定停止の処分を受けた指定工事店は、当該指定停止の期間において、全ての排水設備の新設等の工事を施工することができない。ただし、当該指定停止の前から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。